

大 津 町 に お け る

男女共同参画社会推進に関する提言書
(第10次)

みんなが認め合い、支え合う、
自分らしい生き方ができる ― 大津町

(男女共同参画社会の実現のために)

提言1：男女共同参画社会実現のための拠点づくり

提言2：政策・方針決定の場（審議会等）への女性参画の更なる推進
及び女性行政区嘱託員登用率15%以上の実現、役場内での
女性管理職登用の更なる推進

2025年1月

大津町男女共同参画審議会

男女共同参画社会実現への第10次提言

男女共同参画社会実現に向け、平素より格別のご配慮頂き感謝申し上げます。

大津町男女共同参画審議会は、平成2年7月に男女共同参画推進懇話会として発足以来、これまで30年を超える歴史の中で9次にわたり提言を行っております。調査・研究を行いながら、読み聞かせや学童保育への啓発、各種イベントでの協働や先進地視察などを通じ、活動を続けて参りました。

今回の第10次提言は、前回までの提言を踏まえながら、2項目にまとめております。長年の懸案に対し、積極的かつ抜本的な提案といたしました。

町では、平成13年に「第1次男女共同参画推進プラン」を策定して以降、平成18年、平成28年に改訂し、現在は令和4年改定の第4次プランに基づき、男女共同参画推進の様々な施策を実施しています。

国は、平成28年4月に女性活躍の場の拡大のために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、男女共同参画の推進に向けた取り組みが進んでおり、毎年度策定される「女性活躍・男女共同参画の重点方針」を踏まえ、本町においてもより一層の対応が求められています。

日本の多くの基礎自治体が急速な少子高齢化の進行や雇用環境の変化等、社会情勢が大きく変わる中、本町においては近隣市町を巻き込み、海外資本企業によるグローバルな経済発展、人口流入が続き、新たな課題も生まれつつあります。

価値観やライフスタイル等が多様化するなか、性にとらわれず経済的に自立し自分らしく生きることや、労働中心の働き方を見直すことなど、男女共同参画の新たな方向性に対する積極的な取り組みが求められています。

今後も一人ひとりが個性や能力を発揮できる社会の実現のためにこの提言が本町の男女共同参画の推進に役立つことを期待します。

令和7年1月17日

大津町長 金田 英樹 様

大津町男女共同参画審議会

提言 1 男女共同参画社会実現のための拠点づくり

1. 人権啓発福祉センター内へ男女共同参画拠点の設置

【現状と課題】

「大津町男女共同参画推進条例」第9条に「町は、活動を支援するための推進拠点の整備等必要な措置に努めるものとする」とされていますが、実現していない状況です。地域が抱える様々な課題解決に向けて、女性の会をはじめ各種団体及び企業、住民団体等が迅速に連携・協働するために、情報を集約・発信する「新たな公共」としての拠点が必要としたのが第9次提言でした。

「大津町人権啓発福祉センターの設置及び管理に関する条例」第4条には「隣保館は、対象地域及びその周辺地域住民(以下「地域住民」という。)に対して、福祉の向上、地域交流の促進及び学習活動を推進し、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の速やかな解決に資する事業を行う。」とされています。

町の所有する公共施設の多くは長寿命化、延命化が図られ地積、容積共に余裕がある施設が少なく、既存の施設に新たな機能を付するには難しい側面があります。

そのため当面の間その活動拠点を定め、学習と情報の共有、相談等の機能が必要です。その機能や設備を備え、それを積極的に活用し、効果的な自主企画を実施するとともに、男女共同参画に資する活動を行う町内団体と協力した企画を行うなど、あらゆる世代に対する男女共同参画推進のアプローチが不可欠です。

このことから、人権啓発福祉センター内へ男女共同参画拠点の設置を提言します。

【具体的取り組みと機能】

・人権啓発福祉センター内へ男女共同参画拠点の設置

研修や会議、相談等のために各団体が自由に利用することができる場所の確保。
男性の為の料理教室の展開やUDe スポーツなど各種イベントの企画立案と実行。
活動に伴う情報等の設置や物品の保管、設備（コピー機等）を備える場所。
あらゆる人権教育に関する総合的な学習の支援。

・町民と協働の場としての機能

町民やボランティア団体等、幅広い世代との交流・連携の推進拠点。

・男女共同参画推進拠点として課題への対応。

多様化する相談業務（DV、子育て、家庭問題等）の対応、情報提供、学習機能の充実を図り、誰もが気軽に集まることができる交流の場と情報交換を可能とするもの。

グローバル社会の中で発生する新たなジェンダーギャップ問題への対応。

2. 町が将来複合施設を整備する際の男女共同参画センターの設置

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のために拠点が必要であることは先に触れた通りですが将来に向け行政横断的な啓発と活動も視野に入れていかなければなりません。

少子高齢化や人口減少が日本国内でさらに進展すれば潜在的な町の課題として産業や地域活動など様々な局面で人手不足、担い手不足に対応する機会が必ず生じます。その際は女性の参画がこれまで以上に求められる事になるでしょう。

国は女性活躍・男女共同参画を持続的に推進していくため、女性活躍による企業価値向上、女性活躍推進に資する様々な情報の普及、女性人材の育成、女性活躍・男女共同参画推進のリーダー・担い手の育成・専門性の向上などの取組を進めています。

また、近年は大規模災害の発生時には、避難所運営など女性と男性では災害から受ける影響が異なり、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが知られていることから、災害対応の現場に女性が参画することが大変重要とされています。

こうした課題にきめ細やかに対応するためには本町も働き方改革、仕事と育児・介護の両立支援の推進、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の健康支援、配偶者等からの暴力への対策及び性犯罪・性暴力対策の強化などを踏まえながら、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った施策の反映が必須です。

町は「公共施設等総合管理計画」の中で「厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方を見直します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用しますが、将来的には、人口の推移、町の財政状況、及び施設の経営状態等を注視しながら、広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。」と方針を示しています。長寿命化、延命化を図る町公共施設ですが、そう遠くない将来施設の複合化とその計画策定に取り組まなければなりません。その際には人権啓発のみならず活動を支援するための推進拠点の整備等必要な措置が重要です。

このことから町が将来複合施設を整備する際の男女共同参画センターの設置を提言します。

【具体的取り組み】

- ・将来複合施設を整備する際の男女共同参画センターの設置

第1項の【具体的取り組みと機能】で触れた様々な施策を進化させるため、将来の複合施設にも機能を具備させ、天草市男女共同参画センターが所在する天草市複合施設「ここらす」に類した施設の整備促進。

●「男女共同参画・女性のための総合的な施設」への合同視察研修報告…【資料1】

提言 2 政策・方針決定の場（審議会等）への女性参画の更なる推進及び女性行政区 嘱託員登用率 15%以上の実現、役場内での女性管理職登用の推進

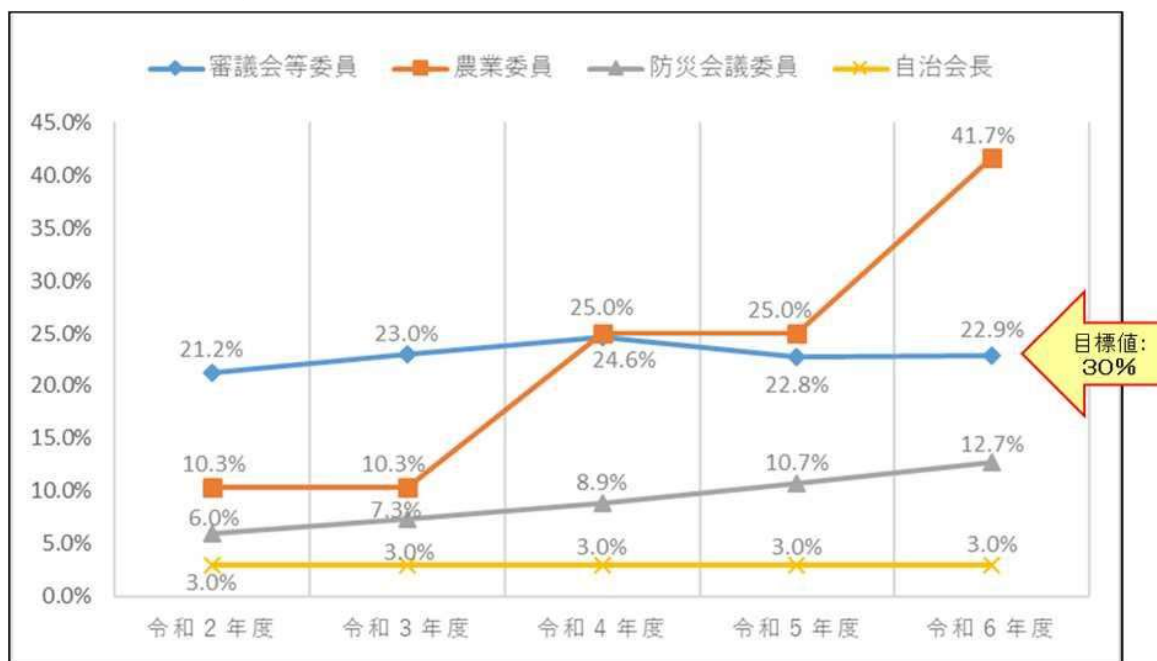
1. 政策・方針決定過程への女性参画の促進のため、行政区嘱託員及び役場管理職の 女性登用を進める

【現状と課題】

町施策の対象の半分は女性であり、施策による様々な影響を受けることになるにも関わらず、政策・方針決定過程への参画が極めて低いことを重大な課題と捉え、2022年（令和4年）3月改訂の「大津町男女共同参画推進プラン」において、審議会等における女性委員比率の目標を30%と掲げ、取り組みを進めてきました。

しかしながら、第9次提言後も依然として審議会等の女性委員比率は低調な分野もあり、女性委員を増やすための積極的かつ抜本的な施策が必要だと考えます。

【女性比率の現状】



調査年度	審議会等委員		農業委員		防災会議委員		自治会長	
令和2年度	21.2%	(79/372)	10.3%	(3/29)	6.0%	(3/50)	3.0%	(2/66)
令和3年度	23.0%	(85/370)	10.3%	(3/29)	7.3%	(4/55)	3.0%	(2/66)
令和4年度	24.6%	(99/403)	25.0%	(3/12)	8.9%	(5/56)	3.0%	(2/66)
令和5年度	22.8%	(96/421)	25.0%	(3/12)	10.7%	(6/56)	3.0%	(2/66)
令和6年度	22.9%	(93/407)	41.7%	(5/12)	12.7%	(7/55)	3.0%	(2/66)

「R6 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」より

審議会等の構成委員は公募による女性の参画や関係団体の協力、男女共同参画人材バンク登録者の参画によりおおむね20%台を維持していますが、バックボーンとしてこうした審議会等の構成要員には行政区嘱託員やその方が指名・推薦した方が参加することが少なくありません。総務課の調べによると総務部各課が事務局を担う審議会等において行政区嘱託員等が参画するものは審議会等数52件に対し12件となっています。つまりは行政区嘱託員等の女性の参画が推進されれば比例して審議会等の構成要員の女性委員の比率も向上し、かねてからの施策とあいまって町全体の数値が好転すると考えられます。

【行政嘱託員が参画する審議会等】

各審議会等に係る区長数調べ（総務課把握分）

R6.8月 熊本市行政情報

審議会等名	委員数	区長数	事務局
大津町行政改革懇談会	12	1	総務課
大津町町民の選挙推進協議会	10	3	選挙管理委員会
大津町地域公共交通会議	20	1	総合政策課
大津町無形文化遺産等評価委員会	19	1	総合政策課
大津町部落差別等撤廃・人権擁護推進会	15	1	人権推進課
大津町男女共同参画審議会	15	1	人権推進課
大津町地域福祉計画策定委員会	20	1	福祉課
大津町障害福祉計画等策定委員会	19	1	福祉課
大津町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	84	1	子育て支援課
大津町公立保育等再編検討委員会	14	1	子育て支援課
大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会	12	1	健康保険課
大津町中小企業・小規模企業活性化会議	13	1	商業観光課

各審議会等に占める行政区嘱託員の割合は決して低くない。これは各行政区嘱託員が地域の代表者・有識者としての側面を少なからず有しており、各審議会等において重要な地位・役割を担っているとも推測される。

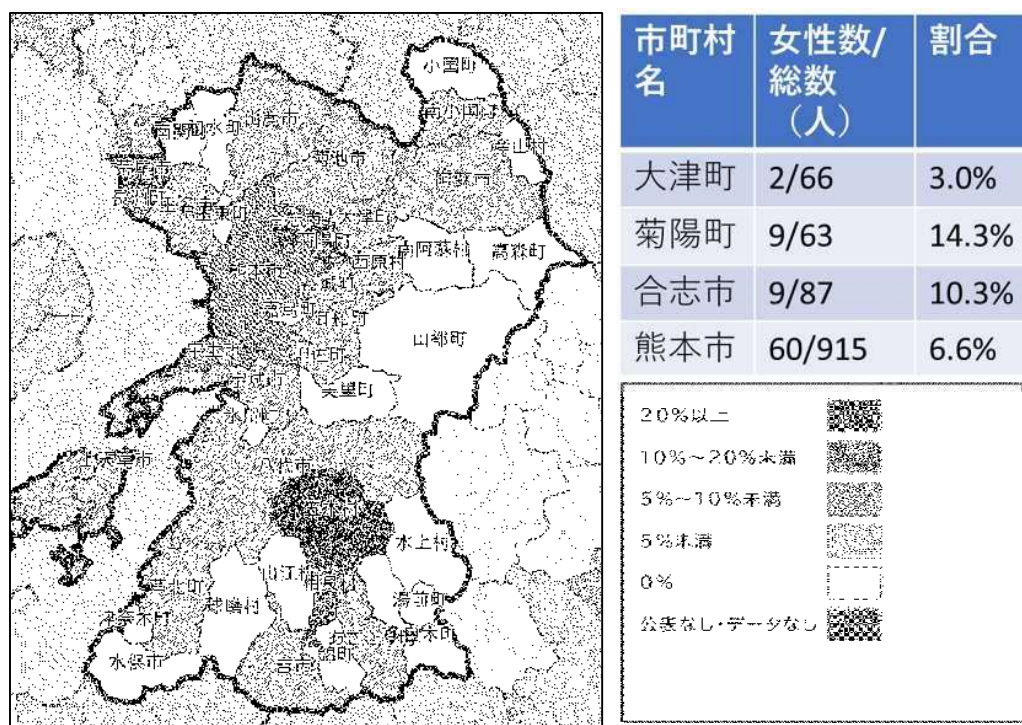
また、「市区町村女性参画状況見える化マップ」に表れる通り、近隣市町の中で行政区嘱託員（全国的な指標は自治会長）の中の女性の割合は熊本市で6.6%（60名

／915名）合志市は10.3％（9名／87名）および菊陽町14.3％（9名／63名）となっています。比べ本町では平成29年に3％（2名）となって以来、現在までその数字は増えておりません。地域間の相違はありますが改革が必要ではないかと考えます。

行政区嘱託員の業務は「大津町行政区設置要綱」によれば、町政の推進に関すること、町長により通知される文書、及びこれに類するものの配布、回覧、掲示等に関すること、区域内の居住者の掌握及び転出、転入等の補助に関すること、風水害、その他災害情報の提供及び応急対策に関すること、その他、町長が必要と認める事項の処理に関すること、とされています。地域と行政を円滑につなぐ重要なパイプ役であること、時には地域を代表し町に対し要望や意見を述べる地位・役割、そして災害発生時には自助共助を促進する核となっており、女性の積極的な関与が望まれています。

数値目標については、様々意見がある所ですが、近隣市町の中で高い水準の先進地を目標と定めながらの施策推進が必要です。そのため、菊陽町と同率程度の15％前後（町内66区中、7～14区）が望ましいと思料します。

【近隣市町村との比較】



「市区町村女性参画状況見える化マップ令和5年度」より

また、指導的地位への女性の参画を拡大することも極めて重要です。大津町役場職員において令和6年4月1日現在、職員全体の女性比率が41.7％であるのに対して、課長相当職以上の管理職においては20.5％となっています。「女性活躍推進法」においては、2030年までの女性管理職の比率について30％を目標としてお

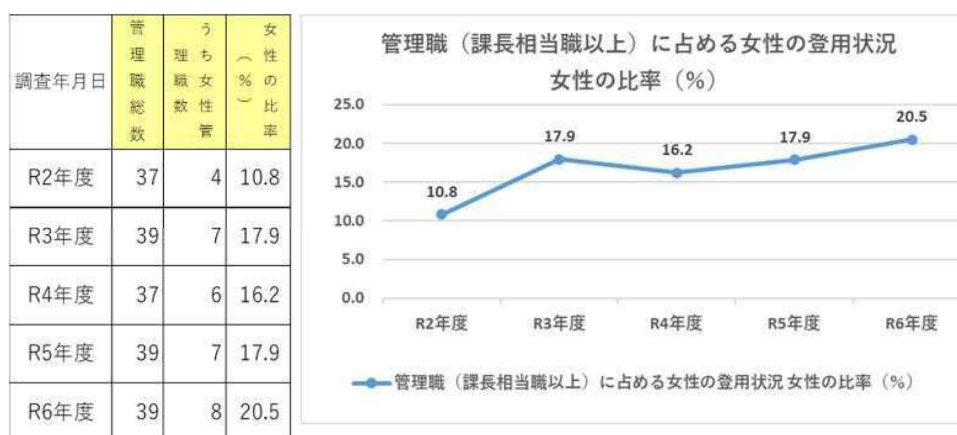
り、達成に向けた施策推進が今後も必要であると考えます。

さらに、職員等の男女共同参画や人権尊重に対する意識向上、ワークライフバランスの継続的な取り組みの推進をはかるために、職員等への研修・意識啓発が必要不可欠です。

【総職員数に占める女性の比率】



【管理職（課長相当職以上）に占める女性の登用状況】



「R6 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」より

このことから、審議会等政策・方針決定の場への女性参画の更なる推進及び女性行政区嘱託員登用率 15% 以上の実現、役場内での女性管理職登用の推進を提言します。

【解説】

男女共同参画社会を実現するためには、計画の策定段階において、男性による視点だけでなく、女性からの視点も反映することが必要であり、そのため町の各種審議会等に女性委員を積極的に登用し、一方の性別に偏らないバランスのとれた運営に努め

ていく必要があります。各種団体、企業、人材バンクの活用を継続しながら現在の行政区嘱託員等の男女比を積極的かつ抜本的に改善するための努力が必要です。

また、社会の多様性と活力を高め経済が発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するための重要な担い手として、女性の役割を認識し、活躍の機会を拡大していく必要があります。

「大津町男女共同参画推進条例」第3条では、「男女が、社会の対等な構成員として、町、地域及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を基本理念の一つとして掲げており、現状低調に推移する取り組みに焦点を当て啓発し、具体的な取り組みを行う必要があります。

【具体的取り組みや対策】

- ・数値目標の啓発と北部・中部・南部地区区長会への積極的な働きかけ
県内トップクラスの数値目標15%実現にむけた広報・啓発。
区長会への働きかけや施策推進モデル地区の指定。
- ・審議会等への女性委員登用推進に関する要綱の制定を引き続き要望。
任期満了などによる委員の改選の際に、審議会等を所管する課等が女性の積極的な登用に努めるよう、事前協議書（計画書）等を提出させ、その審議を行う組織が必要。
- ・審議会等への女性委員の積極的な登用
女性が一人も在籍せず、女性の構成比が特に低い審議会等に重点をおいて、ふさわしい委員候補の選定を行う。その際開催時期、場所に留意するとともに町内に専門的な見地を有する女性がいなくても町外の女性有識者の参画も検討する。
- ・推薦団体への要請の継続
各団体からの選出に関して、女性委員登用への配慮を引き続き要請する。
- ・男女共同参画人材バンクの活用継続
各分野で活躍する人材を発掘し、人材バンクへの登録促進、制度周知を継続。
- ・管理的立場への女性職員の登用促進
男女を問わず、採用当初から、将来管理職になるための意識の醸成や、キャリアアップ研修などを長期的な計画で推進していくこと。
- ・職員研修の実施・意識啓発の促進
男女共同参画に関する職員研修等の実施。
- ・男女ともに働きやすい職場環境の整備
職場のハラスメント防止はもとより、職員同士の情報交換や相互支援の場の提供、育児休業復帰後のフォローなども含めた、働きやすい職場環境の改善。

●審議会等委員に占める女性の割合…【資料2】

●市町村における女性の参画状況…【資料3】

大津町男女共同参画審議会委員

役 職	氏 名	推薦団体名
会長	小山 佳子	公募
副会長	野山 ひろみ	公募
委 員	上田 秀司	民生・児童委員
	尾形 泰輔	公募
	甲斐 徹也	大津町区長会
	吉良 利子	民生・児童委員
	桑原 正浩	公募
	小西 悦子	大津町女性の会
	住本 孝昭	公募
	出口 こずえ	公募
	時松 智弘	大津町議会
	樋口 秀一郎	NPO法人クラブおおづ
	本田 博文	企業連絡協議会
	松木 雄一郎	大津町社会福祉協議会
	吉武 千鶴	大津町商工会

(五十音順)

提言までの経緯（令和6年度）

期 日	会議名	内 容
令和6年7月10日	第3回	・拠点づくり推進にあたっての課題について ・今年度中の提言書の提出について
令和6年9月25日	第4回	・提言書案の説明、意見諮問 ・その他啓発事業について
令和6年10月～11月	—	・委員からの意見募集、案修正
令和6年11月13日	第5回	・提言書最終案について